

保医発1011第1号
平成24年10月11日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」(平成24年厚生労働省告示第76号)第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出(データの再照会に係る提出も含む。)に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年9月22日に提出すべき、平成24年4月分から平成24年6月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年11月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
医療法人北海道整形外科記念病院 北海道札幌市豊平区平岸7条13丁目5-22	平成24年11月1日から 平成24年11月30日まで
財団法人北海道医療団帯広第一病院 北海道帯広市西4条南15丁目17番地3号	
社会医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院 北海道網走市桂町4丁目1-7	
岩手県立大船渡病院 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1	
仙台市立病院 宮城県仙台市若林区清水小路3番地の1	
前橋赤十字病院 群馬県前橋市朝日町3-21-36	



病 院 名	適 用 期 間
医療法人社団協友会吉川中央総合病院 埼玉県吉川市平沼111番地	平成24年11月1日から 平成24年11月30日まで
独立行政法人国立病院機構埼玉病院 埼玉県和光市諏訪2-1	
公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県浦安市当代島3-4-32	
公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院 東京都板橋区栄町33-1	
社会福祉法人新潟市社会事業協会信楽園病院 新潟県新潟市西区新通南3丁目3番11号	
愛知県がんセンター中央病院 愛知県名古屋市千種区鹿子殿1番1号	
医療法人美杉会男山病院 京都府八幡市男山泉19番地	
特定医療法人美杉会佐藤病院 大阪府枚方市養父東町65番1号	
淀川キリスト教病院 大阪府大阪市東淀川区紫島1-7-50	
明石市立市民病院 兵庫県明石市鷹匠町1番33号	
神鋼病院 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	
兵庫県立塚口病院 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8-17	
総合病院松江生協病院 島根県松江市西津田8-8-8	
医療法人尽心会百武整形外科病院 佐賀県佐賀市水ヶ江3丁目2番13号	